

令和8年度大学スポーツ総合支援事業 審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。一般社団法人大学スポーツ協会（以下、UNIVAS という）に設置された技術審査委員会による審査により公募時点の採択予定件数が増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、UNIVAS に設置された技術審査委員会において、「III 評価方法」にしたがって書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出、もしくは説明を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。技術審査委員会の各委員は、下記の評価項目毎に評価基準による5段階評価等を行い、各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、得点が50点に満たない場合は不合格とする。なお、提出された申請書類は、公募要領に記載された形式上の要件を満たしているかどうかについて事務局にて確認を行う。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外される場合がある。

【評価項目】

1. 事業実施主体に関する評価(共通審査項目)

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2. 事業内容に関する評価 I (共通審査項目)

- (1) これまで実施されてきた取組ではなく新規性が認められるなど、今後全国の大学の模範となるべき事業が提案されていること。
- (2) 事業成果の評価指標が適切に設定されているとともに、事業年度終了後も継続的に実施可能な事業内容や実施体制等が示されており、具体性・適正性・合理性に優れていること。
- (3) 運動部に所属していない学生が参加しやすい工夫が盛り込まれ、学生全体（特に女子学生）のスポーツ実施率向上に資する提案となっていること。
- (4) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3. 事業内容に関する評価 II (事業別審査項目)

- (1) 「学生主体の運営向上事業(運営推進型)」

- ア 「応援される大学スポーツ」を目指し、新規性のある企画が含まれており、学生の運営能力を高める仕組みが具体的に示されている。
 - イ チケットやスポンサー獲得計画が具体的であり、委託費に依存しない自走化への道筋が具体的に示されている。過去に「感動する大学スポーツ総合支援事業（国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業）」または「感動する大学スポーツ総合支援事業（大学スポーツムーブメントモデル創出支援事業）」に採択された大学については、自走化に向けた外部資金の獲得施策において、企業等の関心表明や具体的な交渉プロセスが示されている。
- (1) 「学生主体の運営向上事業（大学連携型）」
- ア 複数大学の学生による運営委員会が形式的なものではなく、大学を跨いだ明確な役割分担と意思決定のフローが具体的に示されている。
 - イ 単発イベントに終わらせず、次年度への運営ノウハウの引き継ぎ計画が具体的に示されている。過去に「感動する大学スポーツ総合支援事業（国内外大学アスリートとの対抗戦等の実施事業）」または「感動する大学スポーツ総合支援事業（大学スポーツムーブメントモデル創出支援事業）」に採択された大学については、自走化に向けた外部資金の獲得施策において、企業等の関心表明や具体的な交渉プロセスが示されている。
- (1) 「大学生指導員の養成・確保に関する実証事業（指導者派遣型）」
- ア 最新のガイドラインに基づき、単なる技術指導だけでなく、安全管理、コンプライアンス、地域クラブ特有の運営ルールを網羅した、学生が現場で即戦力となるための実効性の高い研修内容となっている。
 - イ 学生を派遣して終わりにせず、大学教員等による学生へのフィードバック体制を整備するなど、取組結果を適切に評価し、改善や見直しができるような体制や仕組みが整えられている。
- (1) 「大学生指導員の養成・確保に関する実証事業（広域推進型）」
- ア 最新のガイドラインに基づき、単なる技術指導だけでなく、安全管理、コンプライアンス、地域クラブ特有の運営ルールを網羅した、学生が現場で即戦力となるための実効性の高い研修内容となっており、近隣大学の学生受け入れやオンライン活用により、自校のみでは解決できない広域的な指導者不足に応える仕組みとなっている。
 - イ 学生を派遣して終わりにせず、大学教員等による学生へのフィードバック体制を整備するなど、取組結果を適切に評価し、改善や見直しができるような体制や仕組みが整えられているとともに、卒業後も地域に留まり指導を続けるための「人材バンク」の登録促進や、自治体の認定制度との接続など、大学を卒業した後のキャリアと地域のニーズを具体的に結びつけるスキームが構築されている。
- (1) 「大学スポーツによる地域振興等の推進事業（学内活性化型）」
- ア 運動部学生に限定せず、スポーツ実施率の低い一般学生や近隣住民を惹きつけるための具体的なプログラムが示されており、学内コミュニティの活性化やウェルビーイング向上が期待できる。
 - イ 特定の部活動だけでなく、学部学科、研究室、施設管理部署等が有機的に連携しており、一過性のイベントで終わらせず、大学の経常的な活動として定着させるための「全学的な推進体制」が構築されている（予定を含む。）。過去に「感動する大学スポーツ総合支援事業（大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業）」に採択された大学は、自走化

に向けた外部資金の獲得施策において、企業等の関心表明や具体的な交渉プロセスが示されている。

(1) 「大学スポーツによる地域振興等の推進事業（地域課題解決型）」

- ア 自治体と複数の大学が連携することで可能となる課題解決策が示され、かつ各大学の強みを活かした役割分担が明確になっており、1校単独の取組よりも高いインパクトが期待できる。
- イ 将来的な自走化に向けた収益モデル（参加費設定、自治体予算の活用、企業連携等）が具体的に設計されている。過去に「感動する大学スポーツ総合支援事業（大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業）」に採択された大学は、自走化に向けた外部資金の獲得施策において、企業等の関心表明や具体的な交渉プロセスが示されている。

4. 採択実績に関する評価

令和4年度～7年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していないこと。

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1. 「1. 事業実施主体に関する評価」、「2. 事業内容に関する評価Ⅰ（共通審査項目）」及び「3. 事業内容に関する評価Ⅱ（事業別審査項目）」に係る評価基準

以下の評価基準により別表にしたがって5段階評価を行う。

大変優れている	= 5点 (10点)	優れている	= 4点 (8点)
普通	= 3点 (6点)	やや劣っている	= 2点 (4点)
劣っている	= 1点 (2点)		

※ () 内は重点評価項目の得点

2. 「4. 採択実績に関する評価」に係る評価基準

令和4年度～7年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していない場合は5点を加点する。

3. 「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

	認定等※	配点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等	認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	2. 0点
	認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	3. 0点
	認定段階3	4. 0点
	プラチナえるぼし認定企業	5. 0点

	行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1. 0点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	くるみん認定①	2. 0点
	トライくるみん認定	3. 0点
	くるみん認定②③	3. 0点
	くるみん認定④	4. 0点
	プラチナくるみん認定	5. 0点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	ユースエール認定	4. 0点
上記に該当する認定等を有しない		0点

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別表

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－(1)	5	5	4	3	2	1
1－(2)	5	5	4	3	2	1
1－(3)	5	5	4	3	2	1
1－(4)	5	5	4	3	2	1
2－(1)	10	10	8	6	4	2
2－(2)	10	10	8	6	4	2
2－(3)	10	10	8	6	4	2
2－(4)	10	10	8	6	4	2
3－(1)－ア ※	10	10	8	6	4	2
3－(1)－イ ※	10	10	8	6	4	2
4	5	令和4年度～令和7年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していない場合は評価を行う。				
5	5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <hr/> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）＝2点 ・トライくるみん認定＝3点 ・くるみん認定②③（平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準）＝3点 ・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）＝4点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝4点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				

※各事業の項目で採点